

平成 27 年 6 月 24 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区南青山一丁目 15 番 9 号
ジャパンエクセレント投資法人
代表者名 執行役員 小川 秀彦
(コード番号：8987)

資産運用会社名
ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 秀彦
問合せ先 経営企画部 堀川 主計
TEL. 03-5412-7911 (代表)

新投資口発行及び投資口売出し並びに
投資口の発行に係る発行登録書の取下げに関するお知らせ

本投資法人は、平成 27 年 6 月 24 日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しを行う旨決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本日、平成 27 年 3 月 27 日付公表の「投資口の発行に係る発行登録書の提出に関するお知らせ」によりお知らせした投資口の発行に係る発行登録書の取下げを行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I 新投資口発行及び投資口売出し

1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 募集投資口数 | 47,000 口 |
| (2) 発行価格 | 未定 |
| (3) 発行価格の総額 | 未定 |
| (4) 払込金額（発行価額） | 未定 |
| | 上記（2）と併せて平成 27 年 7 月 6 日（月）から平成 27 年 7 月 9 日（木）までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に開催する役員会において決定する予定 |
| (5) 払込金額（発行価額）の総額 | 未定 |
| (6) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「主幹事証券会社」という。）、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及び水戸証券株式会社（主幹事証券会社と併せて以下「引受人」と総称する。）に全投資口を買取引受けさせる。
一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた |

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出し並びに投資口の発行に係る発行登録書の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- 価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案したうえで決定する。
- (7) 引受契約の内容 引受人は、下記(11)記載の払込期日に払込金額（発行価額）の総額を本投資法人に払込み、一般募集における発行価格の総額と払込金額（発行価額）の総額との差額は、引受人の手取金とする。本投資法人は、引受手数料は支払わない。
- (8) 需要状況の把握(ブックビルディング)期間 平成27年7月2日（木）から発行価格等決定日まで
- (9) 申込単位 1口以上1口単位
- (10) 申込期間 平成27年7月7日（火）から平成27年7月8日（水）まで
 なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案したうえで繰り下げられることがあり、
 (i) 発行価格等決定日が平成27年7月6日（月）の場合、申込期間は上記のとおり
 (ii) 発行価格等決定日が平成27年7月7日（火）の場合、申込期間は「平成27年7月8日（水）から平成27年7月9日（木）まで」
 (iii) 発行価格等決定日が平成27年7月8日（水）の場合、申込期間は「平成27年7月9日（木）から平成27年7月10日（金）まで」
 (iv) 発行価格等決定日が平成27年7月9日（木）の場合、申込期間は「平成27年7月10日（金）から平成27年7月13日（月）まで」
 となる。
- (11) 払込期日 平成27年7月13日（月）
 なお、上記払込期日については、需要状況等を勘案したうえで繰り下げられることがあり、
 (i) 発行価格等決定日が平成27年7月6日（月）の場合、払込期日は上記のとおり
 (ii) 発行価格等決定日が平成27年7月7日（火）の場合、払込期日は「平成27年7月14日（火）」
 (iii) 発行価格等決定日が平成27年7月8日（水）の場合、払込期日は「平成27年7月15日（水）」
 (iv) 発行価格等決定日が平成27年7月9日（木）の場合、払込期日は「平成27年7月16日（木）」
 となる。
- (12) 受渡期日 払込期日の翌営業日
- (13) 発行価格、払込金額（発行価額）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (14) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出し並びに投資口の発行に係る発行登録書の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。



Japan Excellent, Inc.

2. 投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- | | | |
|------|---|---|
| (1) | 売出人 | みずほ証券株式会社 |
| (2) | 売出投資口数 | 4,700 口
売出投資口数は、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数である。
売出投資口数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少することがあり、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合もある。 |
| (3) | 売出価格 | 未定
一般募集における発行価格と同一とする。 |
| (4) | 売出価額の総額 | 未定 |
| (5) | 売出方法 | 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である新日鉄興和不動産株式会社（以下「新日鉄興和不動産」という。）より 4,700 口を上限として借り入れる予定の本投資法人の投資口の売出しを行う。 |
| (6) | 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 |
| (7) | 受渡期日 | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。 |
| (8) | 申込単位 | 1 口以上 1 口単位 |
| (9) | 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。 | |
| (10) | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

3. 第三者割当による新投資口発行

（グリーンシュエアオプションの行使による第三者に対する割当）

- | | | |
|------|--|---------------------------------|
| (1) | 募集投資口数 | 4,700 口 |
| (2) | 割当予定先の名称 | みずほ証券株式会社 |
| (3) | 払込金額（発行価額） | 未定
一般募集における払込金額（発行価額）と同一とする。 |
| (4) | 払込金額（発行価額）の総額 | 未定 |
| (5) | 申込期間（申込期日） | 平成 27 年 8 月 11 日（火） |
| (6) | 払込期日 | 平成 27 年 8 月 12 日（水） |
| (7) | 申込単位 | 1 口以上 1 口単位 |
| (8) | 払込金額（発行価額）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。 | |
| (9) | 上記（5）に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。 | |
| (10) | 公募による新投資口発行を中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。 | |
| (11) | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出し並びに投資口の発行に係る発行登録書の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主である新日鉄興和不動産から4,700口を上限として借り入れる予定の本投資法人の投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出しです。従って、上記売出投資口数はオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数の上限を示したものであり、需要状況等により減少することがあり、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合もあります。

これに関連して、本投資法人は、上記3.に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による4,700口の投資口の追加発行（以下「本第三者割当」といいます。）を決議しており、みずほ証券株式会社は、借入投資口の返還を目的として、本投資法人より、上記の4,700口を上限として、本第三者割当による追加発行投資口の割当を受ける選択権（以下「グリーンシュエーション」といいます。）を、平成27年8月7日（金）を行使期限として、付与される予定です。

また、みずほ証券株式会社は、同じく借入投資口の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシュエーションの行使期限までの期間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数を上限に、株式会社東京証券取引所において本投資法人の投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、みずほ証券株式会社は、発行価格等決定日の翌営業日から申込期間終了日までの間、本投資法人の投資口について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた本投資法人の投資口の一部又は全部を借入投資口の返還に充当する場合があります。

みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数から、シンジケートカバー取引により買付けた口数及び安定操作取引で買付けた本投資法人の投資口のうち借入投資口の返還に充当する投資口数の合計数を減じた口数について、グリーンシュエーションを行使し、本第三者割当に応じる予定です。従って、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数が減少した場合、オーバーアロットメントによる売出しが中止された場合、シンジケートカバー取引が行われた場合又は安定操作取引で買付けた本投資法人の投資口を借入投資口の返還に充当する場合には、その口数に応じて、みずほ証券株式会社がグリーンシュエーションを行使し、本第三者割当に応じて申込みをする口数は減少し、その結果、失権により本第三者割当に基づき発行する口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	1,212,750口
一般募集による増加投資口数	47,000口
一般募集後の発行済投資口総数	1,259,750口
本第三者割当による増加投資口数（予定）	4,700口（注）
本第三者割当後の発行済投資口総数（予定）	1,264,450口（注）

（注） 本第三者割当による増加投資口数及び本第三者割当後の発行済投資口総数は、前記「1. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のとおり変更される可能性があります。

3. 発行の目的及び理由

日石横浜ビル^(注1)の取得に伴う借入金^(注2)の返済を目的として、市場動向、分配金水準等に留意しつつ、検討を行った結果、新投資口を発行することとしたものです。

（注1） 日石横浜ビルについては、平成27年3月27日付公表の「資産の取得及び貸借に関するお知らせ（日石横浜ビル）」をご参照ください。

（注2） 日石横浜ビルの取得に伴う借入金については、平成27年3月27日付公表の「資金の借入れに関するお知らせ」をご参照ください。同借入金については平成27年6月30日に実行予定の借入金にて借換えをする予定です。かかる借換の詳細については本日付公表の「資金の借入れに関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出し並びに投資口の発行に係る発行登録書の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

74 億円

(注) 一般募集における手取金の見込額 68 億円及び本第三者割当における手取金の見込額（上限額）の 6 億円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は平成 27 年 6 月 8 日現在の株式会社東京証券取引所の終値を基準として算出した見込額です。なお、調達する資金の額、一般募集における手取金の見込額及び本第三者割当による手取金の見込額（上限）は、それぞれ億円未満を切り捨てています。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集における手取金 68 億円については、平成 27 年 3 月 27 日付で公表した「資産の取得及び貸借に関するお知らせ（日石横浜ビル）」に記載の日石横浜ビルの取得に伴う借入金（245 億円）の返済資金の一部に充当します^(注)。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限 6 億円は、手元資金とし、将来の特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。

(注) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

5. 配分先の指定

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本日付公表の「平成 27 年 12 月期の運用状況の予想の修正及び平成 28 年 6 月期の運用状況の予想に関するお知らせ」に記載のとおりです。

7. 最近 3 営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 過去 3 営業期間の運用状況

	第 15 期 (平成 25 年 12 月期) (注 1)	第 16 期 (平成 26 年 6 月期)	第 17 期 (平成 26 年 12 月期)
1 口当たり当期純利益 (注 2)	2,466 円 (12,334 円)	2,511 円	2,506 円
1 口当たり分配金	2,466 円 (12,334 円)	2,482 円	2,507 円
実績配当性向	99.9%	99.9%	100.0%
1 口当たり純資産	107,324 円 (536,622 円)	108,017 円	108,042 円

(注 1) 平成 26 年 1 月 1 日付で本投資法人の投資口 1 口につき 5 口の投資口分割を行っています。第 15 期の期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して、第 15 期の 1 口当たり当期純利益、1 口当たり分配金及び 1 口当たり純資産（括弧内の数値）を 5 で除した場合の数値を記載しており、小数点以下を切り捨てています。

(注 2) 1 口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。

(2) 最近の投資口価格の状況

① 過去 3 営業期間の状況

	第 15 期 ^(注) (平成 25 年 12 月期)	第 16 期 (平成 26 年 6 月期)	第 17 期 (平成 26 年 12 月期)
始 値	111,800 円 (559,000 円)	123,400 円	134,700 円

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出し並びに投資口の発行に係る発行登録書の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。



高 値	127,800 円 (639,000 円)	141,600 円	164,700 円
安 値	103,000 円 (515,000 円)	114,200 円	133,400 円
終 値	123,300 円	134,600 円	160,500 円

(注) 平成 26 年 1 月 1 日付で本投資法人の投資口 1 口につき 5 口の投資口分割を行っています。第 15 期の期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して、第 15 期の数値については、権利落後の終値を除き各項目に該当する投資口価格 (括弧内の数値) を 5 で除した数値を記載しています。

② 最近 6 ヶ月間の状況

	平成 27 年 1 月	平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月
始 値	160,200 円	152,200 円	158,800 円
高 値	168,400 円	156,700 円	157,300 円
安 値	150,000 円	145,000 円	148,500 円
終 値	151,300 円	156,700 円	156,700 円

	平成 27 年 4 月	平成 27 年 5 月	平成 27 年 6 月 (注)
始 値	153,100 円	158,100 円	156,000 円
高 値	162,100 円	162,700 円	158,100 円
安 値	152,500 円	152,400 円	147,500 円
終 値	158,300 円	157,000 円	148,800 円

(注) 平成 27 年 6 月の投資口価格については、平成 27 年 6 月 23 日現在で表示しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	平成 27 年 6 月 23 日
始 値	150,600 円
高 値	150,600 円
安 値	148,700 円
終 値	148,800 円

(3) 最近 3 営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資

発行期日	平成 26 年 1 月 27 日
調達資金の額	9,135,680 千円
払込金額 (引受価額)	114,196 円
募集時における発行済投資口数	1,124,750 口
当該募集による発行投資口数	80,000 口
募集後における発行済投資口総数	1,204,750 口
発行時における当初の資金使途	取得予定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成 26 年 2 月 4 日
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

② 第三者割当増資

発行期日	平成 26 年 2 月 26 日
調達資金の額	913,568 千円
払込金額 (発行価額)	114,196 円
募集時における発行済投資口数	1,204,750 口

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出し並びに投資口の発行に係る発行登録書の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

当該募集による発行投資口数	8,000 口
募集後における発行済投資口総数	1,212,750 口
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金使途	将来の取得予定資産の取得資金又は借入金の返済資金及び投資法人債の償還資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	—
現時点における充当状況	平成 26 年 3 月 11 日に短期借入金の返済資金の一部(5 億円)に充当し、残余は同年同月 24 日に N H K 名古屋放送センタービル(持分追加取得)の取得資金の一部に充当しています。

8. その他

(1) 売却・追加発行等の制限

- ① 本投資法人の投資主である新日鉄興和不動産及び第一生命保険株式会社は、一般募集に関連して、主幹事証券会社との間で、一般募集における払込期日の 6 ヶ月後の応当日までの期間、主幹事証券会社の事前の書面による承諾なしに、それぞれが本日現在保有している本投資法人の投資口(71,560 口及び 20,660 口)について、売却、担保提供、貸付けその他の処分(但し、新日鉄興和不動産についてはオーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資法人の投資口の貸出しを除きます。)を行わない旨、合意しています。
- ② 本投資法人は本資産運用会社と共に、一般募集に関連して、主幹事証券会社との間で、一般募集の払込期日の 3 ヶ月後の応当日までの期間、主幹事証券会社の事前の書面による承諾なしに、投資口の追加発行(但し、本第三者割当に基づく新投資口の発行及び投資口の分割の場合を除きます。)を行わない旨、合意しています。

(2) 安定操作取引

みずほ証券株式会社が一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って、安定操作取引を行う場合があります。

II 投資口の発行に係る発行登録書の取下げ

1. 取下げの対象となる発行登録の概要

- (1) 発行登録書提出日 : 平成 27 年 3 月 27 日^(注)
(注) 本発行登録書につきましては、平成 27 年 4 月 15 日付及び同年同月 23 日付でそれぞれ訂正発行登録書を提出しています。
- (2) 発行登録書提出先 : 関東財務局長
- (3) 内国投資証券の形態 : 投資法人投資口
- (4) 発行予定期間 : 発行登録の効力発生日(平成 27 年 4 月 4 日)から 1 年を経過する日(平成 28 年 4 月 3 日)まで
- (5) 発行予定額 : 50 億円(上限)
- (6) 手取金の使途 : 特定資産の取得に伴う借入金の返済に充当します。

2. 発行登録による投資法人投資口の発行実績

該当事項はありません。

3. 発行登録書の取下げ理由

上記「I 新投資口発行及び投資口売出し」にその内容を記載した決議に基づき、本日付で関

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出し並びに投資口の発行に係る発行登録書の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。



Japan Excellent, Inc.

東財務局長に有価証券届出書を提出し、同届出書に基づく投資法人投資口の発行を行うこととしたため、本件発行登録の必要性がなくなったためです。

以上

- ※ 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- ※ 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.excellent-reit.co.jp/>

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出し並びに投資口の発行に係る発行登録書の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。